

## 脊椎脊髄外科専門医カリキュラム

### 【1】 経験すべき疾患

下記に示す脊椎脊髄外科領域の疾患における予防、診断、保存治療、外科的治療、術前・術後管理等に関して統合的かつ専門的な知識を修得する。

変形性頰椎症、(2) 頰椎症性脊髄症、(3) 頰椎症性神経根症、(4) 関節リウマチによる脊椎病変、(5) 頰椎椎間板ヘルニア、(6) 頰椎後縦靱帯骨化症、(7) 頰肩腕症候群、胸郭出口症候群、(8) 脳性麻痺に合併した頰髄症、(9) 脊椎損傷、(10) 脊髄損傷、(11) 脊髄腫瘍、(12) 脊椎腫瘍、(13) 脊髄血管障害、(14) 胸椎後縦靱帯骨化症、(15) 胸椎黄色靱帯骨化症、(16) 胸椎椎間板ヘルニア、(17) 腰椎椎間板ヘルニア、(18) 腰部脊柱管狭窄症、(19) 腰椎分離すべり症、(20) 腰椎変性すべり症、(21) 透析脊椎症、(22) 化膿性脊椎炎、(23) 結核性脊椎炎、(24) 脊柱側弯症、(25) 成人脊柱変形、(26) 骨粗鬆症性椎体骨折、(27) 脊髄空洞症、(28) 癒着性くも膜炎 (29) 嚢腫性病変 (30) 脊髄係留症候群 (31) 先天奇形 (32) 脊髄ヘルニア (33) 髄内非腫瘍性病変

### 【2】 経験すべき手術

#### (1) 執刀医として経験すべき手術

- ・ 腰椎椎間板ヘルニアに対する後方摘出術（内視鏡、顕微鏡、肉眼的は問わない）
- ・ 腰部脊柱管狭窄症に対する後方除圧術
- ・ 頰椎前方除圧固定術
- ・ 頰椎後方除圧術

#### (2) 第一助手として経験することが望ましい手術

- ・ 脊髄腫瘍摘出術
- ・ 胸椎腰椎前方固定術
- ・ 頰椎後方固定術
- ・ 腰椎後方固定術

#### (3) 執刀医として経験すること

- ・ 術後合併症を理解し、予防的管理を適切に実施できる。
- ・ 術後リハビリテーションの適応について理解し、リハビリテーション医と連携できる。
- ・ リハビリテーション・在宅医療・社会復帰などのスタッフと連携できる。

### 【3】 専門医申請要項

1. 日本脊椎脊髄病学会あるいは日本脊髄外科学会に入会后 4 年以上経過しているこ

と。

2. 整形外科あるいは脳神経外科の専門医であること。
3. カリキュラム研修期間は通常研修として2年以上とする。研修施設基準A（下記参照）6か月以上、もしくは研修施設基準B（下記参照）通算2年以上の研修実績を有すること。ただし交叉的連携による研修（脳神経外科学会専門医が日本脊椎脊髄病学会認定施設で研修することあるいはその逆）を認めることとする
4. 手術症例数100例。専門研修期間中に執刀医あるいは第一助手として経験した手術症例100症例について、期間内であること、執刀医あるいは第一助手であること、手術内容の詳細、などを示す資料を提出する。尚、執刀医としての症例数は50例以上とする。
5. 日本脊椎脊髄病学会あるいは日本脊髄外科学会の年次学術集会への出席が2回以上あること
6. 脊椎脊髄に関連した業績が2編以上あること（日本脊椎脊髄病学会あるいは日本脊髄外科学会の年次学術集会での発表、講演、論文、著書など）
7. 専門研修指導医からの推薦があること。

#### 【4】脊椎脊髄外科専門医試験

脊椎脊髄外科専門医検討委員会は、申請資格を有すると判定し、受験料2万円を納付した者に対して専門医試験を行う。

- ・試験問題の作成、試験の実施、運営は専門医試験委員会が行う。
- ・最終的な合否判定は脊椎脊髄外科専門医検討委員会が行い、承認する。
- ・受験者には合否の最終結果のみを通知する。
- ・脊椎脊髄外科専門医問題集から中心に出題する。

#### 【5】専門研修施設

専門研修施設は基準Aと基準Bで構成される。

研修施設基準AおよびBの移動は可能とする。

研修施設基準Aは次の(1)～(5)に定めるすべての要件を満たすことを要する。

- (1) 脊椎脊髄手術が3年間連続して100例/年以上であること。
- (2) 専門研修指導医が常勤していること。専門研修指導医は学会の指導医とする。専門研修指導医からカリキュラム責任者を選出する。
- (3) 日本整形外科学会あるいは日本脳神経外科学会認定研修施設であること。
- (4) 施設に所属する医師が筆頭演者としていずれかの学会の学術集会に3年間で1回以上発表あるいは講演していること。
- (5) 上記の1～4に該当しない場合でも、地域あるいは研修体制を考慮し特別措置と

して脊椎脊髄外科専門医検討委員会の議を経て、認定することができる。

(6) 付帯条件として

指導医のもとで常に患者の治療責任を持てる環境にある病院および十分な脊椎脊髄手術の訓練ができる研修制度、環境を備えた病院であること。

年間の手術件数には頸椎あるいは腰椎の変性疾患が含まれ、専攻医側からみてバランスのよい内容であること。

専攻医の金銭的支援を含めて受け入れ態勢が整っていること。

研修施設基準 B は次の(1)～(3)に定めるすべての要件を満たすことを要する。

(1) 脊椎脊髄手術が 3 年間平均して 30 例/年以上であること。

(2) 専門研修指導医が 1 名以上常勤もしくは、定期的に週 1 回以上勤めていること。

(3) 上記の 1～2 に該当しない場合でも、地域あるいは研修体制を考慮し特別措置として脊椎脊髄外科専門医検討委員会の議を経て、認定することができる。

JSSR 認定 脊椎脊髄外科専門医基幹研修施設名簿 (すべて研修施設 A)

※2023 年 4 月時点

[http://www.jssr.gr.jp/assets/file/committee/facility\\_202304.pdf](http://www.jssr.gr.jp/assets/file/committee/facility_202304.pdf)

NSJ 認定 脊椎脊髄外科専門医基幹研修施設名簿 (研修施設 A または B)

[http://www.jssr.gr.jp/assets/file/committee/facility\\_nsj.pdf?20201030](http://www.jssr.gr.jp/assets/file/committee/facility_nsj.pdf?20201030)